

令和7年度ひめの凜栽培支援システム運用等委託業務仕様書

1. 業務名

令和7年度ひめの凜栽培支援システム運用等委託業務

2. 目的

「ひめの凜」は、愛媛県が開発した良食味のブランド米であり、県が認定した栽培者のみが生産可能な品種である。これまで、認定栽培者に対して栽培講習会の開催や個別指導を行い、高品質生産を実現してきており、令和6年度の栽培面積は1,000haを超えた。今後、認定栽培面積および栽培者数のさらなる増加が見込まれており、これに対応するためには、従来の生産指導方式のさらなる高度化が不可欠となる。

そのため、「ひめの凜栽培支援システム」を運用し、より効果的かつ効率的な生産指導を実施することで、「ひめの凜」の高品質を維持し、さらなるブランド力強化と生産面積の拡大を図る。

本業務は、当該システムの運用等に関して技術や実績を有する事業者から具体的な仕様等について企画提案を募り、その業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託事業費

下記の金額を上限とする。

支出内容	金額（消費税及び地方消費税を含む）
システム運用等に要する費用	¥4,670,000 円

5. 業務内容

システムの利用権限の提供を行うとともに、利用方法に関する説明及び利用期間中の運用サポートの役務を提供するものである。

業務内容の詳細は下記のとおりであり、参加を申し込む者はこれを満たす企画提案をすること。

（1）業務及び委託料に含まれるもの

この業務は、愛媛県がこのシステムを利用するために必要となるサービスを一括して受託者から提供を受ける内容であり、愛媛県が受託者に支払う委託料には、同内容の費用が含まれるものとする。

具体的には下記の費用が含まれ、愛媛県は委託期間中、受託者に対して支払

う委託料以外に別途費用を負担することなく、このシステムを無制限に利用できることを本業務委託の要件とする。

- ・システム利用におけるライセンス及び基本機能の提供に要する費用。
- ・システム導入に際しての初期設定、システム稼働確認に要する費用。
- ・利用職員向け操作マニュアル及び管理者マニュアルの提供に要する費用。
- ・システムの保守及び利用サポートに要する費用、並びにシステム不具合発生時の対応に要する費用。
- ・納入後に行う現地説明会（最大4回）にかかる人件費及び旅費。
- ・県での運用に適合した出力様式等のカスタマイズに要する費用。

（２）システムの運営管理業務

① セキュリティ対策

- ・受託者は、「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、これにかかる所要の措置を講じなければならない。

② 利用端末及びアカウント

- ・各自が所持するスマートフォン等のモバイル端末及び汎用 OS (Windows OS、mac OS 等) を備えた PC によるシステム利用が可能であること。
- ・最大 199 名分のアカウント利用が可能であり、最大 13 個の管理者アカウント登録が可能であること。

③ 通信環境

- ・電気通信事業者が一般の消費者に対して提供する回線網を使用すること。
- ・上記回線網による一定以上の通信速度を保証する標準的なネットワーク環境下において、操作に遅延無くシステムの利用が可能であること。

④ 保守運用及び障害対応

- ・受託者は、愛媛県がこのシステムを継続して利用できるよう必要な維持管理作業を行うとともに、障害が発生した場合には速やかに復旧させなければならない。

⑤ その他

- ・このシステムは、県の普及指導員及び研究員のみが、指導情報の記録・保存・共有のために利用することを想定おり、農業者とのコミュニケーション等は別システムにより行うこととしている。

(3) 附帯業務

① システムの修正作業

- ・受託者は、6に掲げたシステム利用開始後において、愛媛県が明らかに仕様を満たしていないと判断した項目について修正作業を指示した場合には、直ちにこれに応じなければならない。また、仕様書に記載のない項目について、愛媛県が改善を要すると判断したものについては、協議のうえ、可能な限り修正作業に応じるものとする。

② 説明書の作成及び納入

- ・受託者は、このシステムの操作方法をわかりやすく解説した説明書を30部作成し、指定する期日までに愛媛県農産園芸課へ納入すること。

6. 利用開始

このシステムは、下記利用開始日から利用を開始する。受託者は利用開始日までにシステムの運用が開始できるよう設定したうえで、愛媛県に納入すること。

利用開始日（予定）：令和7年6月20日（金）

7. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議のうえ、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8. 再委託の禁止

本業務を第三者に再委託することは原則として認めない。ただし、あらかじめ再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、委託する内容、その他必要な事項を明記した書面により申請し、愛媛県がこれを許可した場合にはこの限りではない。

9. 愛媛県での利用中に生じる著作物の著作権及びその他の知的財産権

愛媛県でシステムの利用中に生じる画像、文書その他の著作物にかかる著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という。）は愛媛県に帰属するものとする。

10. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

- (2) 受託者は、このシステムで行われる利用者間の通信を傍受する等、通信の秘密を侵す行為をしてはならない。また、9の規定により著作権等が愛媛県に帰属するデータファイルを開き、その内容を視聴または閲覧等してはならない。但し、愛媛県が事前に許可を与えた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料は、愛媛県の書面による了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

1 1. 個人情報の保護

受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。